

2
新刊
石井

昭和三十五年二月二十五日招集
第二回市議会臨時会々議録

昭和三十五年館山市議令第二回臨時令之議録

一 昭和三十五年二月二十五日午後二時館山市議令第二回臨時令を館山市役所分館令議室に招集

出席議員(三十四名)

- 一 番 荻生田七郎
- 二 番 黒川佐太郎
- 三 番 及谷川光江
- 四 番 加藤良太郎
- 五 番 田中忠藏
- 六 番 松本栄太郎
- 七 番 山本昇
- 九 番 志村信作
- 一〇番 後藤ゆき
- 一一番 田中禄郎
- 一二番 田村喜兵衛
- 一三番 吉田辰雄
- 一四番 北山茂雄
- 一五番 江田徳太郎
- 一六番 川名房吉
- 一七番 川名房吉
- 一八番 安西政治
- 一九番 嶋貫壮作
- 二〇番 遠山ヨネ子
- 二一番 飯田義男

二三番 山口 康 二四番 佐野 信

二五番 脇田 順一 二六番 鈴木 市藏

二七番 鈴木 孝 二八番 安沃 德順

二九番 岩崎 靜敬 三〇番 石井 孝

三一番 鈴木 亥太郎 三二番 小林 寅之助

三三番 山口 幸三 三四番 三沃 節

三五番 法木 嗣郎 三六番 嶋田 繁

一欠席議員

小・レ

一法第二百三十一條による出席説明員

市長 田村 利男

助役 小出 武男

収入役 滝 貴

總務課長 山口 実

建設課長

新井重助

商工水産課長

羽山房雄

厚生課長

渡辺茂

福祉事務所長

長谷川玄治

教 育 長

工 塚 和 平

庶務課長

鶴 沢 貫 賞

監査委員

関 武 天

一本議令の事務局長書記および職員

事務局長

高 梨 清 一

書 記

太 田 博 雄

職 員

兵 塚 恭 一

同

山 口 晴 之

昭和三十一年第二回館山市議令臨時令議事日程

昭和三十一年二月三十一日午後二時開議

日程第一 防犯協力金補助金増額方針に關する陳情書

日程第二 商工會議所助成に關する陳情書
報告第一号 特別会計設置に關する陳情書
報告第二号 特別会計設置に關する陳情書

日程第三

- 一 二号 簡易水道予算専決処分報告
- 二 三号 一般会計追加予算専決処分報告
- 三 四号 波左間及び加賀名地区簡易水道工事請負契約の締結に關する専決処分報告

日程第四 議案第八号 起債について

日程第五 " 九号 起債について 議決事項の変更について

日程第六 " 一〇号 土地の貸付について 議決事項の変更について

日程第七 " 一二号 休養施設工事請負契約の締結について

日程第八 " 一三号 昭和三十四年度館山市才入不出追加更正予算

一、本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○議長(萩生田七郎君) 本日のお席議員数三十四名、これより第一團市議今臨時会を閉会いたします。
本臨時会のお席説明の爲、田村市長、小出助役、完戸
収入役、山口課長、羽山課長、新井課長、長谷川少長、
渡辺課長、山谷課長、工藤教育長、鶴沢課長、岡並重
委員以上の出席を求めましたので報告いたします。
議案を配布いたします。

(議案配布)

○議長(萩生田七郎君) 議案の配布はありますせんか。
それでは今議録署名員の決定を行います。
お諮りいたします。従来例にならしまして
議長の指名により決定いたします。異議あり
ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(萩生田七郎君)の異議なしと認めます。

よって一〇番議員後藤由三君三〇番議員石井孝君以上両君に決定いたします。この異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(萩生田七郎君)の異議なしと認めます。

よって決定いたしました。

今期の決定を行います。本臨時会の今期へ

つらまして議令運営協議会のご意見は本日一日ということであります。

お滞りいたします。今期は本日一日と定めさせていただきます。この異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(萩生田七郎君)御異議なしと認めます。

よつて今期は一日と決定いたしました。
本日の議事はお手元へ配布の日程表により行
います。

日程第一所犯協カ今補助金増額方へ関する陳情書

(一書 記 朗 読)

所犯協カ今補助金増額方へ関する陳情書

○議長(菽生田七郎君)本陳情書趣旨説明の為紹介議員中

三一番鈴木議員の説明を求めます。

○三一番(鈴木彦太郎君)の指名により説明申上げます。

第一番へ経過と申しましたよう昭和二十九年以前へ

ことはちよつとわかりかねますが、当村市の補助

として十五万用ひておつたと聞いてあります。

二十九年の六月から接客業者、または犯罪の

起りやすの營業、またつかまえてやすの營業

等と三業者が特殊防犯を組織いたしました所
 犯に協力することになり、そのでございます。

特殊防犯は今費一人三十円が今度一般防犯とな
 りました。その一般防犯が市の補助により今日

まで行われてきたのであります。市の経済情

勢、為に十五万の補助金が五万と減になり、その
 であります。この特殊防犯の今費と昨年五

万の増額を比べてよりまして四〇燈の防犯街燈を作

った。作、そのではななくこれは地元負担で作

らむのに対して電燈料の天払い資金をある。

五不用ではケレたうないようございましてが

本年の場合には果の連合防犯協力会を作ると

いう前提のもとの最初は予算を組んでのてす

がそれではどうも本意のたの目的でしようがな

いからというようなことで第ニ案としてで
たのが三十一万五千圓という予算でござ
います。最初の予算が五万五千圓です。
そういうことでいろいろ問題になりましたけ
れども結局第一圓です。ので五万一千幾つとい
う予算をばりましたして連合会を組織するときに
まよ、たのです。それによりますと、籠山市の
負担するのび人口割をいりますと三万一千幾
らとなる。五万圓補助していりますますと
少し残がでるわけです。残額へ更に三千圓
ばかり今の年で加えまらば二口燈の所記街燈
を作りたい。こういう案でございます。が現在
の予算は二十万円で市の補助が十万今費と
してあるのが十六万圓、二十万圓の金をもち

って現在はや、ておる。そういうことで、すうでよろしくご審議をお願いします。

。大番（松本藤太郎君）防犯協力金のこと、非常ト平素役員の方に対して敬意と表す一人でございませう。決してこの陳情書に異議は可いのでございませう。この機会にちよ、とお伺いしたいことは特殊の方々のみ、てあるか。それから一般とニつて現在も分かれておるのかどうか。それから釜山、市全地域が同じような歩調で金費をとってあるかどうか、これが二つ。

それから今一つは各町内、今に防犯協力金費用として割当がなされておるか。これはやはり第

ニ度、申し上げなようにや、てあるのかどうか、ということ、これを教えていただきたい。

。三一番(鈴木彦太郎君)は、今金費また組織について
のシ價内ですが、最初は一般防犯という名称じゃ
なか、たと思ひます。又、防犯協力会という名
称だと思ひます。特殊防犯ができたため
一般防犯という名称にのえたのではないかと私
は想像してあります。市の補助によつて代表
者があつてあつた。現在金費は一般防犯に
あつする一四業者で一人三十円で何とかもの
にしてあります。昨年までは一般防犯の金
費というものはなか、たのですがそのほか足
らない。市の補助ばかり仰ぐことは本意じゃ
ないといふことから割当によつて各地已とも個人
割当でなく地已割当によつて負担をするよう
に甲、合せな、たのであります。こゝうい

うことで区々対することは大体区はできてお
 るんですがまだ区のないところがあります
 のでこの割当ということも防犯の点ではまだ
 それまでいってありません。だから地元の割
 当というところで負担をしてもうけてあります。

○三五番(脇田順一君)別に異議はございませんが一要
 望がございます。防犯灯についてあります
 従来のあれをみますと役員のでておられる部
 落には非常にたくさん防犯灯がついておるの
 であります。その役員のでていない部落には
 必要度が高いところにおいて防犯灯の配
 慮がないようにみうけます。この際本当にお
 やり下さるならばよくこの必要度をお調べ下
 さいまして真に必要なところから電灯をつけて

下さるよう一つ要望しておきます。

○三一番(鈴木彦太郎君)スッ今防犯灯の必要性の無いところにあるというようなご質問^街肉でございましてこれは各地区で何灯という割当によつてやつておりますので場合によりまして地区によつて四灯ばら四灯の割当を取つた場合どこが重要であるかということとは各地区で送考してもらうことになつております。また地区によつて四灯で相当便利になる場合もあるしあるいはいまわたらないといふことかあると思ひます。足らないこととは確かに足りないのでから予算の許す範囲におさましてふやす場合において均等割りではなく重要性において作っていくといふことは考えられる。いろ／＼考えてよまお

向にしたいと思ひます。

○ニ七番(鈴木孝居)この陳情書は私は採択していません
たいと思ひ、てあります。がその前に一つ伺ひし
いことばあります。ニ十九年に十五万、現在防
犯街灯ボロの位の数に上つてあるか、私が市令に
だしていいか、いた三十年の年です。から移転的全
費というあれで五万圓というふうな記憶してあ
ります。がその時防犯協力令で今まで支払つてあ
つた防犯灯を市で支払つてある。市つまり防
犯協力令でもちろなれなくて市でも、て支払う。
その後にも相当防犯灯でまてあると思つて
あります。がこの灯数が現在どの位になつてあ
つてどの部分が市で払つてあるか、そして何灯位
が防犯協力令でお払いになつてあるか、これを一つ

お伺いしたいと思っております。以上でございませう。

。三一番（鈴木彦太郎君）お答えいたします。

この防犯街灯の数は私もは、まろりと記憶して
おりませんが三百何十灯ということはさつてお
ります。施設は市でも、て現在もや、ておりま
す。マラハ昨年確ハ四十灯市に施設してもら
つてお払いをしていたハ、くようハ考えたので
ございませうが防犯の街灯費というもの、つ
かまえどころがないというマ、とが市の方の
意見なんです。それハよ、て今までの分は
市でも、ていたハ、く、と、それハ、て今までの分は
の分は補助金ハよ、てま、おびえるだけ防犯協力
会の方でま、おび、く、と、て昨年ハ街
灯費として援助していたハ、てか、どうか、それ

は在いますせんけれども現在全額足らぬ位に
電灯料に入つてゐる。加えて市の方は二百何
十灯といふことを聞いております。

。九番志村信作君陳情書を拝見いたしました。
所記のことでありますから本當に結構なことでござ
います。今鈴木さんからのお話しとこの前の
建設課長の説明では市で持つてゐる方は
二七〇灯と承つております。所記の方はは
かり^おわかりにならぬといふことでは。今度

増額されるその分は四〇灯、又四〇灯と申し
ましておぼんのおぼんのでさうきになつたか
質向のようへ暗いところばまだ、
ります。例えれば船形小学校の正門のこぢう
へ手前「潮切山」の中間あたり、「柳塚」あつ周

いはい証拠でいさわねってしまえば重責を
ろってつけられる。こういふふうで考えられ
るのです。現在ではこうして四〇灯に
対して
も施設は地元負担であつて電灯料が
入る。こうなつておるのですからどの
程度必要であるかといふことも今年
は見通しがついてお
りません。けれども一応予算の
内題も勘案してやつてい
ます。

○議長(萩生田七郎君)本陳情書を採扱する
ことと異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(萩生田七郎君)異議なしと認め
ます。

よつて本陳情書は採扱され
ました。

本陳情書は市長の手元まで送
付いたします。

○議長(萩生田七郎君)次日日程第二商工今議所助成に關する
陳情書 朗読マセマシテ。

(書 記 朗 読)

商工今議所助成に關する陳情書

○議長(萩生田七郎君)本陳情書に關しましては紹介
議員もございませぬ。直接商工今議所から提
出されたものであります。本陳情書に關して
ご意見等あればご発言願ひたいと思ひます。
別に発言ございませぬければ採扶に移りたい
と思ひます。お諮りいたします。
本陳情書を採扶することへご異議ございませぬ
か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(萩生田七郎君)ご異議なしと認めます。

よ。て本陳情書は採択されし。

本陳情書は市長の手元へ送付せしむす。

議長(萩生田七郎)君次日程第三報告第一号乃至第四号一括議題に供します。

(書記朗読)

報告第一号 特別会計設置に關する専決処分報告

二号 簡易水道事業予算専決処分報告

三号 一般会計追加予算専決処分報告

四号 波左間及び加賀名地已簡易水道工事請負契約の締結に關する専決処分報告

○厚生課長(渡辺 茂)君報告第一号乃至第四号について

の説明申し上げます。

専決処分三件は波左間及び加賀名地の簡易

水道にかゝるものがございます。この水道
は地元住民の要望に応えまして昭和三十四年
三月二十六日の議会で議案第三三号でこの工
事を実施するということと議決いたしてありま
してこれに基きまして千葉県に許可申請を
いたしまして去年の一月十日付で許可と相な
つたものでございます。起債国庫補助金
の見通しはありますんで昭和三十五
年を迎えたいわけでございます。主管課とい
はしましては新年度の事業になるわけではな
いかという見通しをいたしておりますところ一月
二十六日に県から電話がありましていろいろい
と、それで市長さんへ随行して参、そのごりご
います。その時、国庫補助の目鼻がついて

かう館山市ではこの事業をやるかやらないか、
かういふお尋ねがあつたのでございす。市と
いたしましては地元住民から再三この事業
をいつやるんだと天のような催促をうけて
おりましたところ地元の水道工事の積立金
をやつてゐる者がいつにならわかうなひから
積立金をやめるという者もぼつ／＼ではじめ
てきたのでどうしても早くやつてくれと地元
の代表者からもう再々要望があつたのでありま
す。それで財源等につまましては地元の代議
士さんまた地元選出の県会議員の方々のせつか
くのお骨折りもございましてのでやることに
踏み切つたのでございす。

以上のような次第で国庫補助の申請をする

ことに違込まれましてので手続をすること
とバリエーションがございます。

報告第一号の特別会計設置に属する専決専
起分でございますが、今申し上げました国
庫補助申請書に必要な予算でございます。

この予算は地方財政法第大条に政令で定める
公営企業についてはその経理は特別会計をも
つてこれを行う云々という規定がございます
のでその規定に基づいて設置する旨の専決処
分でございます。

報告第二号は、今の専決処分に属連して
ます予算で歳出の方から御説明申し上げま
す。簡易水道事業費は七百六十＝万百円でござい
ます。そのうち事務費は五十＝万円、これは

旅費・需用費・年度が終りに近くなりましてその
 でほとんども支出がございましてせんでしたがこのよう
 に纏みました。次の事業費で七百十万円は
 簡易水道新設の工事請負費でございす。

二款の予備費は十万五千元。歳出合計七百七十
 二万五千百円。歳入はもとよりして国庫支出金
 が百六十万円。県支出金はまたございましてふり
 ませんのでとりあえず存目にしておきました。
 繰入金金の三百十一万五千元はうちほど一般会
 計の繰入金で説明申し上げますけれども
 地元負担金の二百九十一万五千元は市の補助
 金が二十万円。これを加えまして繰入金として
 いたつくものでございす。

報告第ニ号について説明申し上げます。

今報告第一号に繰入れまされ、賦課の措置でござ
います。三百丁二月の内訳は交付税の二十
二月、地元負担金の二百九丁二月五千円で
ございます。

報告第四号は水道工事の請負契約の締結に
関する専決処分でございませうが、これは補助工
事が伴いますので、年度内の完成が条件と
されております。関係エー、早く工事とし
なければ公費がでませうので、指名競争入札を
行なわれ、ごいませう。指名今社は日

本水道株式今社、川崎建設工業株式今社、
又保田水道株式今社、大島水道株式今社の四
社で二月十六日に入札を行なわれ、日本水道
株式今社が五百六十七万八千円で落札され

ました。この会社と契約を締結いたすことの専
決処分でございます。以上でございます。

○三番(黒川佐太郎君)専決処分ですが、第百七十九条
第一項というのはどうなっておりますか。なお私
の考としては専決処分というのはいやいやと得ない
場合にすべきものであつてやはり議会の通じて
するのが建前じゃないかと思つたのです。その
理由が第一項は何によつてあるか。期間の
問題であるか。あるいは期限の問題であるか
あるいは又議会のそれを決議しないか、また
めであるか。私ちよつとわからないのでお申
さします。

○厚生課長(渡辺茂君)地方自治法の百七十九条に

は「普通地方公共団体の議会の成立しないか、た

と云第百十三條但書の場合においてはお令
議を用くことができないとき普通通地方公共団
体の長において議会を招集する暇がないと
認めるとき、又は議会において議決すべき事
件を議決しないとき、当該普通通地方公共団体
の長はその議決すべき事件を処分すること
ができる。このようになるております。従つて議
会を招集する暇がないと認められたわけでござい
ます。

○二番(黒川佐太郎君)暇がないということは私はい
えなむと思つたのですが、いつか専決処分がで
てきますが、専決処分というのは、そう軽々しく
にすべからざるではない。やはり議会尊重という
建前からすべからざる限り、議会を招集して議

今の議決を得ることが必要だと思っております。

○助役(小出判男君)「今二番議員さんのご意見は
まことかも知れませんが存じます。私どもとい

しましては専決処分というのは今甲されたような
ご趣旨に従ってやるべく考えております。

「本件につきまして二十三日に議今を招集不
しりました直後に起りました問題であることが
主たる点でまうに本件に属する内容につきまして
してはかゝっていくたびとなく設置の議決と予
算の規模について一応ご承認が願ってあります。

すのでその内輪の操作にすぎないという関係
上専決処分をいたしましたので専決処分はなるべく
二番さんのおっしゃるような趣旨に従うのが建前
でございますが本件につきましてはそのよう

は至諱もありましたので専決処分にしたわけでございますのでよろしくご承認をお願いいたします。

ニ番(黒川佐太郎君)そうした場合百八十条によつて議決による指定をうけてある必要があると思ひます。なるべく将来専決処分といふものは回避していただきたいといふ希望を申しあげまして了解いたします。

○議長(萩生田七郎君)お諮りいたします。報告第一号乃至第四号承認することへご同意の儀がございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(萩生田七郎君)ご異議なしと認めます。よつて承認と決定いたしました。

。議長（菟生田七郎君）次日日程第四議案第八号。

（書記 調 読）

議案第八号 起債について

。総務課長（山口 実君）議案第八号起債についてご
説明申しあげます。

本案は、今般承認いたしまして、波左間及
び加賀名地已簡易水道工費の一部に充てる
るため、三百万円以内の起債を、おこして本
事業を完成しようとするものでございます。
要項は、一、示した要項に従って支出しよう
とするものでございます。

。六番（松本 藤太郎君）この水道はもうすで
かやるといふことは、まゝ、ておるんです
すが、その金、その
内容、要するに金とおとりになるその金、向

題になるわけですが、今までお預りますのは起債の三百万ですが、今年度で完全なとれと、何かは、とりとれたものがあるのか。これと一つ伺いたい。それのうなせこういうことと、私が申し上げるかとい、ますと、方舎の起債などにも関連することですが、それはさてあきまして、七百七十万の水道に対し、て、国庫支出金が百六十万しかない。地え寄付に三百万近くもしている。それで、残りの三百二十万、月起債と合せて、市が一応、そうとうという内容ですが、もし起債がうまくいかないと、ことになると、やはりそこに事業がやれるか、やれないか、ということもでてくると思う。そこで、先ほど二番役員もい、ました、が、^{急上}遠こういう

ことが一月の二十一日と二月とから果かういって
 きたとい、ますけれどどうして今になっ
 ていつてきたかということも疑問がでてくる
 わけでしてこれは三十五年年度の国の予算
 をみると公営企業というものの対しては大
 幅な金を出すことになってある。やろうと
 思ったことも来年や、た方がこんな大きな
 負担を地えがし市がしなくともやれるがや
 らんというところがでたのじゃないか、こ
 うい、たようなこと何か考えられる。一月
 二月遅れても、まだまだ以上何かそうい
 ったように、たような
 実があるのではないか。計画してあって急
 んでですか。また、まだまだ議されて
 異議がござい
 ませんから、い、んですが、さうい
 う関係がある

のでこの起債について三百万円は果して内示
でもあったのか、どういうふうになつておるの
か、その実を一つお伺いしたいと思ひます。

○厚生課長(渡辺 茂君)お答え申し上げます。

国庫補助のおぼろまれば起債のおもむきという
ことを当局のおでいっておるから国庫補助が
昨年の伊勢湾台風によりまして厚生省の
予算のほとんどが、この事業回復のおに
まわされたのでございませう。そしてその補
助事業の入札に附しまして各県各市で余、
入札の差額を国へ補助事業ですのて還
付いたります。その余、にお金を水田先生
にお骨折りにございまして私のおまわし
て下さつたこと、それから同じく水田代議士

が自治庁との折衝によりまして補助金であるならば起債もだすというところをいわれたところういうことを県でいわれましたのでこの子算を計上しなわけでございます。

。六番(松本藤太郎君)これに因連して市長さんにお尋ねしたいと思うのですがこの種の事業に対してやはり地元負担というものを本當の受益者とい、ますか。住民に耳有財、三分の一も近い負担金を身付という名においてさせてある。今後やっていくのかどうか。私はこうい、

たような事業に対しては県がやるべきだと、国、県、市でやるべきだ。こういう公営事業に対してはどうかして住んでいる人の負担をかける。こういうことがどうも何とい、ます

か、割勘子算とでもい、ますか、です、こと、が、当り
前のよう、な、こと、に、な、つ、て、ま、つ、て、あ、る、で、ま、る、だ、け
こ、う、い、う、方、法、は、や、め、て、も、ら、い、た、い、と、思、う、の
だ、が、市、長、さ、ん、の、お、考、え、を、聞、か、し、て、も、ら、い、た、い
と、思、い、ま、す。

。市、長、一、田、村、利、男、君、の、内、題、に、つ、ま、ま、し、て、は、松、本、議、員
の、お、考、え、を、と、も、で、ご、ざ、い、ま、す、が、市、自、体、の、水、道
計、画、が、ま、だ、立、つ、て、お、う、な、い、事、実、で、ご、ざ、い、ま、す、が
そ、れ、に、ひ、き、か、え、地、元、加、賀、名、渡、左、間、地、区、の、住
民、が、そ、の、目、に、お、き、水、が、困、る、と、い、う、よ、う、な、訴、え、
ま、だ、簡、易、水、道、を、や、つ、て、く、れ、ば、大、体、の、予、算、サ
は、大、目、に、み、て、あ、る、の、で、可、が、も、と、減、る、か、と、思、心
い、ま、す、が、地、元、負、担、金、を、だ、し、ま、す、の、で、せ、ひ
補、助、金、に、起、債、の、方、の、運、動、を、し、て、も、ら、い、た、い

こういうようなわけでは、果自体といえし、ま
 ては、簡易水道のあり方についてはこの方法を
 奨励してあります。なお細かくいえば、三百万
 の水の料金の起債も二十五年間にわたって
 水道の水の料金の中からは、いさぐよ、うな
 仕組をしろという果の指令でもございます
 ので、こういう方法をとり、なわけでもございま
 す。またこの加賀各地の水道補助差に
 起債につきましても、実際は去年の今時分に
 議会にだすべしと、ころを去年はどうか、も
 ころうの方都合が、つきます、せんので、お断り
 しておきます。たところ、去年の四月から、この方
 加賀各波左間地、巴、どうして、も作、てくれ
 ということ、地元議員を、通、ま、して、甲、し、入れ

があり市といえし、ましては、むしろ三十五年
からやろうかと考えておりました。が、去年、おと
とし、おらのい、お、りもあるし、くの三十四年
度末に、おし迫、て、り、専決処分までやっ
て、この仕事をやらざるを得なくな、たよう
な次第でございます。

六番（松本藤太郎君）地元がどうしてもや、てくれと
いうことで、水に困、ておるからや、てんぞと
いうことで、す、水のこと、いうのは、ど、ちか
といえ、ば、困、ておるところを、こちらで、みて、そ
うして、水の対策をしてやる。それ、かう水が
ない、ため、に、産業が、どうしても、で、ま、ない、とい
う、こと、も、館山市にはあるわけ、です。そう、いう
ところ、について、は、やはり、積極的、に、市が、や、て

やる。地元が金を三分の一です。うやうやうやる
 ということではなく、そういふ方向へ私はい、
 ていまして、館山市のいろいろの事業を
 業をみますと三分の一負担しなければ仕事
 をやうてやうぬ、このように考えられる。そ
 ういうことではなく、一つやうていまして、
 このように要望するわけでは、

。市長(田村利男君)そのように今後気をつけます。

。九番(志村信作君)起債を起こします場合、たい

て、一年一割内ということを、ま、て甲され

ます。水道ごとく、ものは施設に非常な金がか、
 るものでございます。その反面、水道の

利益は薄いもので、なく十年や十五年で
 は設備の回収は困難だと思ひます。この

案ありは三百万円以内を借りるといふこと
とですが、かりに三百万円といふにしても一
割でしるう三十万ですが十年たてば三百万円
ですので元金の倍の金とかわなければい
けないといふことになり、長い間、事業者
の負担がそれだけ多くなりますが、できる
ことならば五分位の見きでやっつけていたとい
ふ、と思ひます。適当な幅をとらせて一割
とおっしゃると思ひますけれども一割の
利子と払って水道施設はなかく困難だ
と思ひます。

。総務課長（山口実君）こゝに示した借入率でござ
います。が、年一割以内とあります。が、大体起
債の場合には五分五厘が普通でござります。

○ニ番(黒川佐太郎君起債の率の問題ですが今も
 九番議員がいわれる通り非常に利益の薄
 いものであるというので将来ありかた迷
 惑で水道料を値上げしなければならな
 いという声の多いように市当局におかれ
 てはできるだけ安い利子で借入れをする
 というような配慮をしておきたい。

○九番(嶋貫壮作君関係)連してき、ますがちよ、と
 お尋ねいたします。水道料は幾らお取
 りになる予算であるか、それから何石位水
 を供給する計画か、それによって起債の償
 還というところに大変関係をもつのでお尋ね
 するわけです。

○厚生課長(渡辺 茂君)三月の定例市会に条例とし

てです予定でございましてが水道料金は普通
通の家庭で十立方メートルまで三百円。管
業の場合には三百二十円。大体十立方メートル
と申しますすればドラム缶五十本。普通の家
庭で使える。そういう案を立て、あります。
。一九番(嶋貫)作君それで償還の方の計算はどう
なりますか。一つ考えていただきます。

。厚生課長(渡辺) 茂君今書類ととり寄せてますので
お待ち下さい。

。蔵長(菽生)田七郎君しばらく休憩いたします。

三時五十分休憩

三時三十分再会

議長(萩生田七郎君)休憩前へ引続きまして聞きま
す。

今議を

二九番(嶋貫壮作君)和の質問を恐れありませんが
準備がどうかと思われましますのでござります
で保留をしましていたしたいと思います。
皆さんのご了承を願います。

○厚生課長(渡辺茂君)それでは正確な計算を
して後日報告いたします。

○議長(萩生田七郎君)お諮りいたします。
日程第四議案第八号原案通り可決すること
に、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(萩生田七郎君)ご異議なしと認めます。

よって議案第八号原案通り可決されました。

。議長（薮生田七郎君）日程第五議案第九号

（書 記 朗 読）

議案第九号 起債につき議決事項の変更について
庶務課長（鶴沢貫覚君）議案第九号について説明し
ます。

九重小学校の起債ですが当初二百万円として
申請し二百万円できておりました。その後
五十万円の追加ができるということになりま
したのでこの議案を提出したわけでございます。
市長（田村利男君）五十万不足のことはおろそかと奇
異に感じられますが自治庁ならべに地方課
といえましては他市との関係上庁舎の起
債を計算通りくれる。くれなければいけない
というところで庁舎の方はそれでございませ

したのですが五十万でも百万でも今後機会
 ある毎に庁舎の起債に思わぬ金と館山
 へ今度五十万だけと上げらるうそのつわりで
 余分な金をやっらんできなくて庁舎の起債と五
 十万ふやしたのだ。そういう気持ちでうけとって
 もらいたいということを言葉の上で申し込ん
 できましたのでありがたくちょうだいしてわけ
 です。

○一九番(鴻貫) 壮作君二百五十万円以内だとか=百万
 円以内だとか以内という言葉がつかってあり
 ますが予算を立てる場合に目度をつける場
 合には以内という言葉もあるいは必要かも知
 れませんが予算の担みられて幾ら借
 りなければならないということがはっきりし

ている場合には以内ということばは私に不合
理のように考へるがいかいなものでございま
しょうか。

。取役へ小ざ武男君以内という言葉がいろいろのとき
ろくにでて参ります。以内という言葉のは結局限
度を認め願う意味でございまして例えば
この起債にいたしましたもあつて一時借入
金にいたしましたも全部以内という文字で
ござ承を得ているのが例でございましてと申し
ますのは金額というのはその時によつて幾分
の変更がございます。そのため議決の変更
をするときには非常に煩瑣です。で限度額
を抑えてござ承認していただくこととでございま
して大蔵省から金額の指示があるのはいつか

事業をやる一週間の十日前でなければ正式の決定額というものは通知がないので予算を編成する当時は大体内示とかあるいは通牒によります仮定の金額というものに
なるわけでありまして以内という限度額を抑えるのを例としております。

○九番(嶋貫壮作君)よくわかりました。

仮定の場合には以内という言葉はい、と思ひます。が、まじつて以内というところは少しあつたかと思ひます。それで、お尋ねされているのです。が、以内という言葉をお前にお使ひになつたこととがござります。

以内という移動性があるわけで困る場合が起りやしないかと思ひます。それで、お尋

おするのです。

○助役(小出武男君)ご趣旨はよくわかるのです
が一応その真は……

○九番(嶋貫忠作君)わーればそれでい、じゃあり

ませんか。私の方でもあななのご趣旨がわ

か、^{どい}たのぞしあななの方でも私の趣旨がわ

か、^{どい}たというのぞかうそれでい、じゃあります

せんか(大笑)

○議長(萩生田七郎君)お語りいたします。

議案第九号を原案通り可決することへご異

議ごございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(萩生田七郎君)ご異議なしと認めます。

よって議案第九号原案通り決定いたします。

議長(荻生田七郎君) 日程第六議案第一〇号

(書 記 朗 読)

議案第一〇号 土地の貸付につき議決事項の変更について

○総務課長(山口 実君) 議案第一〇号 土地貸付について

議決事項の変更についてご説明申し上げます。

略図をご覧願います。 斜線のある部分は昭

和三十三年十一月二十一日の議決によりまして

東京のマグナ工業に貸付したのでございますが

その後マグナ工業の方でその時の会社の都合

によりまして使用しなさい旨を市に伝えて

ましたので昨年七月十五日契約を解除して

本年に至ったのでございます。 以下――

明治大学の方から夏季水泳場宿舎を増築

するためいろいろしてこの斜線の土地を貸

していらつたといふと市の方へ申しでがあらうたので
市の方といつたしつして現存この土地は雑種地で
空地になりつてゐる關係上明治大学の敷地と隣接
してあり明治大学に貸す方法が最もよい方法と
考ふ今圓この契約によりつして明治大学にこの
土地を貸付しようとするものでござります。

○二 飯田義男君 異議はないのですけれども先
般建設委員会をやつた時、那百海岸の現地を
見て参りつしたのが非常に海岸に通ずる道路
の設定さういふ面について土地を貸したり
家を建てたりする時、しつかりとした計画を
してないとともすると道路が曲つたりするこ
とになりかねないので、際市に要望して
おきたいのですが、今後寮その他いろいろ

建物が相当建つてくると思ひます。また市
 有地もこれらに貸付を行う場合がしばしば
 あると思ひますけれども建物を建てる場
 合は将来道路を作る。その他の状況を勘案
 して貸付を同じようにしていざいするとい
 うことが一つ。なおその貸付をするところ
 に何坪の建物を建てるかを一応伺いたいと思
 います。建物は大体敷地の三分の一というこ
 とが限度になつておるのでございしますがそ
 うじゃなくて敷地が建物の三倍以上を越して
 はならないということをちよつと書いてあり
 ますけれども、では三百坪ですけれどもこれ
 十坪や十五坪の建物を建てるため三百坪
 貸すことは大事な土地をも、ないないといふ

ことも考えられます。三百坪ほどの位お建てに
なるか、そういふことをお伺いしたいと思いま
す。

○総務課長(山口 実君) この三百坪の土地内に建てる建物の
坪数はまだ詳細な数字を承っておりません。
たゞ六ヶ月以内に建物を建てない場合には解約
する旨を契約したいと思っております。

○三番(飯田 義男君) 聞いてほしいとすればやむを
得ないのですが将来どういう土地を賃す場合
一町歩も二町歩も賃して建物は三百坪だ、大
ということがあり得るかもしれませんのでどの
位のものをご建てるか良く調査してお賃しする
ようにお願いします。

○九番(志村 信作君) この議案では貸付の期日は書い

ております。期間はありますませんが、幾らですか。もういっちは期間がやはりなければいけません。おっしゃいますか。

。総務課長（山） 実君 貸付料のところは向う一ヶ年。今度契約の場合にさらに付けるとおっしゃいます。

。九番（志村信作君） 今のお話してあります。あまり短かすぎませんか。学校の方の目的が寮であるから、バラスック建にしまして、一ヶ年の期間というよりは納得だと思います。学校も市の方も、少くも期間はあつてほしいと思います。

。助役（小出武男君） 一応向う一ヶ年の契約にしたいと思つたので、さしつかえなく土地に建物を建てておくので、その都度更進していく。二十一年とか三十一年

ということはしないです。と思っております。

○一番(飯田義男君)関連性がありますので一応市長さんのご意見を承わりたいと思うのです。那古から船形、館山に通ずる海岸をずっと見ますと、いろいろの寮とか、臨時的な建物が多いように見受けられます。それが、夏場の一ヶ月、二ヶ月しか入っていないという建物が非常に多いのであります。はなして、もういう状態が、将来の館山市の観光発展のために大マイナスになる。最近非常に観光ブームのつりまして、館山市もクロスアップして参りました。そろそろ、海岸地帯が重要な地帯になりはしないかと考えまして、これを計画的に発展させるために、どのように現

在余、てある土地を賃したり売、たり建てたりする
 必要がある。いわゆる都市計画と申しま
 す。観光計画と申します。そうい、たことを
 考えてい、なければならぬ。じゃないかと思
 うのです。市長さん将来に向、てどのような考
 えをしておられるか。一、つ承わりたいと思
 います。
 市長(田村利男君)年に一月し、こ、ない学校に賃すと
 いうふうな賃向、のようぞい、ますがそれは
 結果論でありまして年一月住、る人も實際は
 こ、ない、かう何とか寮だけで誘致したいと
 いうのが今、から七八年前の情勢でございま
 して今センターができましたのであ、いう損
 をするのは邪魔だ、というご意見一、応考えら
 れますが今までの計画をみ、まして明治大学

とか南成中学等はあれでいい、と私は考えて
おる次第でございます。

さて新しい橋がござりまして北条地区につなばり
ました場合また鎌山地区につなばりました場合
固定公園部のいわゆる何かがありまして海
岸から北の方では道路から下の方ではま
たはい家を建て、風致を損ずることは好
ましくないと、いうのがお役所関係の言分では
ございます。市といえし、ましてはなほよく宿屋
とか、あるいは観光施設とかを役所とよく連絡
をとりながら、今後は量より質でフルに展開し
ていきたいと思います。さう考えております。

。議長（萩生田七郎君）お諮りいたします。

議案第一〇号原案通り決定するのと、この里

議ごさいませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(萩生田七郎君)の異議なしと認めます。

よって議案第一〇号原案通り決定いたします。

議長(萩生田七郎君)次日程ヲ七議案第一一号

(書 記 朗 読)

議案第一一号 休養施設工事情員契約の締結について

。建設課長(新)キ重助 君議案第一一号について説明申し上げります。

館山市の休養施設工事情員契約の締結ですが本館建物の内容から申し上げます。

建坪二百七十五坪、二階建て一階には十二畳

十八畳、四十五畳の室を三つ作りまして二階

に大畳一間八畳三間 十畳三間でございます。
そのほか別棟として浴場施設が十八坪でこれ
もいづれの関係上二階ベレ一階が鉄筋コンクリ
ート作り、二階が木造で鉄筋コンクリートの中
にボイラ室と洗濯室とニヤロー室等を設け
二階が男女浴室でそのわきに脱衣所をニヶ所
設けこれに十八坪でございます。それから
本館と浴場に通じますす渡り廊下が三坪合計
二百七十五坪を建物と建てようとするもので
工事の入札に当り業者を五者選定しました。
東京の戸田建設、館山の館山建設業協
同組合、東京の日産建設、千葉市の旭
建設、天島建設、この五社を選定し
たりして昨日二月二十四日午後二時に市長室

に於いて入札しました結果一千四百四十万円で館山建設業協同組合が落札いたしましたので本工事を急速に完成させるために館山建設業組合と請負を締結して工事を完成いたしましたと思っております。

○二番(黒川)佐太郎君これに着手と竣工の期日

○建設課長(新井)重助君約二百七十五坪でございます。ますのうで相きの工費を要します。起債の關係でございますので一応三月三十一日という期間でございます。

○九番(嶋)貫中作君ちよつとわからなからお尋ねするのであります。館山建設業協同組合理事長(山崎)作太とあります。これは法人組織になっているのでございます。それと

普通の寄り合い世帯にござつておるのです。
その莫くついでにお伺いします。

建設課長(新井重助君)これは法人組織になつて
おりまして出資金が二百万円でございます。
館山市内の有力な業者が集まりましてこれ
を結成してございます。

〇ニ一 番(飯田義男君)これはだけの工事でありませうの
で機会をみて大体どんな設計、どんな要領の
ものができるか。建設課の方で印刷物とあと
でいらつてまいるのでございませうか。

建設課長(新井重助君)それは縮尺を細みましておエゲ
いらします。原図はここにございますので。

〇 歳長(萩生田七郎君)お語りいらします。
歳柴才一(号)原案通り可決するこゝにござんて思はせ

ございますか。

(「黒藏なしと呼ぶ者あり」)

○議長(萩生田七郎君) 黒藏なしと認めます。

よって議案オ一一号 原案通り可決されました。

○議長(萩生田七郎君) 次日程オ八議案オ一ニ号

(書 記 朗 読)

議案オ一ニ号 昭和三十四年度館山市スハス出追加更正予算

○総務課長(山口 実君) 例へよりまして文書より説明

申しあげます。

第一款市役所費六万八千円追加をお願いいた

しました。その内訳は需要費二万三千元 諸

費四万五千円でございす。需要費の電

気料の不足分一万七千円、通信運搬費の六千

月でございませう。

次に諸費の報酬のうちで連絡員の地已に已
長割の敷かれなために連絡員の報酬を四千
三千月更正いせしめて市の伝達業務委託
託金に切り換えなす。職員福利費
衛生委託金四千五百月は市の女子職員の作
業衣四十枚を補助しようとするものです。

次に消防費 第一項消防本部費であつて、六
千月は消防委員会の食料費にすでになく
なつておるので今回消防委員会を南催する
に必要な食料費を計上いたします。消防署
費の四千月は消防法の一部改正になつたために
危険物取締関係の説明会が国または県にお
いてしばしば行われたのでその費用に四千

用をお頼いしようにするものでございませう。
 これは長須賀の測候所構内へ二百石入りの貯
 水池一、船形川名岡へ二百石入りの貯水池一
 の二個を予定したものでございませう。次に
 可搬動力ポンプ更正三十九万月は当初消防団
 才五分団、島ヶ原の三輪車可搬動力ポンプを
 購入する予定でしたが、団の都合により延期
 することになり決定したのでこれを更正財源と
 いたしましたのでございませう。

。建設課長(新)井重助君四款土木費について申し上げ
 ます。

道路橋梁費二十四万月は布良港線の燈台入
 口の道路をなすため必要する費用でござ
 います。この二十四万月は布良の財産と処分

した金が集まりましたのでそれと変わります
して道路の補修をいたす考之で計上した次
オでございませう。

庶務課長(鶴沢貫資君)オ七款教育費におさまし
て八万二千円を追加いたしました。

教育委員会費の通勤手当五千円 賃金で
三千五百円不足したので、^{不足} 更員給 給与からそれ
ぐ 更正したわけがございませう。

小学校費におさまして扶養手当で九千八
百円不足しましたので、給与から給与から
更正いたしました。借料及び損料で三千
円は自動車借上料でございませう。これは国
庫補助金で僻地学校への交通費として
補助になりますので、それと文へに細んだ

わけでございます。扶助費で要保護及び

準要保護児童医療費が千五百円不足いた
りますので更正財源から更正しました。
。 営繕費の手数料が千円不足いたりますので
債金から更正しました。

中学校費で扶助費、要保護及び準要保護
生徒の医療費と修学旅行費がそれぞれ不
足したので追加いたしました。財源はや
はり更正でまわりました。

高等学校費の印刷製本費二千三百円、光
熱水費七千円不足いたしましたのでそれぞ
れほかの費目から更正してわけです。

公民館費も看守人産工料で六千百円
電気料三百円必要なので建物の修繕料か

う更正いたしました。負担金補助及び六付金
で七万九千円、これは新生活運動推進補助
金として県の補助金が参りましたのでそれ
をそのまゝ、又七一〇、七三〇にわけです。これ
は婦人会の結婚簡素化に属する衣裳購入
費としての補助金でございします。

図書館費で賃金で九百円、電気料で九百円
不足しましたので印刷製本費のう更正し
ました。以上でございします。

。福祉事務所長(長谷川宏治君)社会及び労働施設費
について説明申し上げます。

私どもの課としては最終の追加更正という
計画で各項目にわたりましたが二百八十七
万三千百円の追加でございします。

生活保護費二百六十五万円は昨年の十月に
 医療費が約一四％程度値上りがあり現在の
 支拂出額からみまして不足額を百六十七万
 円 同いく本年の四月に生活扶助の基準が
 上りましたこれは約一〇％上っておりますが
 本予算編成後でございましてので生活扶助
 費で九十八万円足りなくなる予定でございま
 すので追加をいたしました。

三項児童福祉として二十万円も本年四月に
 基準改定がございまして各施設に委託を
 しております児童の措置費でございます。
 この両者はそれぞれ国庫補助が参っており
 ますので大へ繰り込んでおります。

四、保育所費は目内の流用で追加額はござい

ません。 需西々費として賃金で一万五千円、
消耗品で保育所の教材費で一万三千円、十五
の光熱水費電気料として千円、一九の手教
料ふん尿汲取手数料=千円、修繕料でガラ
スの修理代三千円、財源としては一ニの燃
料費からそれぞれ一万五千円、一万九千円
を更正して六項の福祉事務所費で三千四
百円の追加でございます。 旅費で一万円は
生活保護係が特別な資格を要しますので本
年一名その認定講習に出席とさせていただきます
費の不足額でございます。 くれから普通旅
費の見込額が四千八百円でございます。
需用費で六千六百円の更正減でございま
す。 更正しましたものは備品の一万八千円

新しい自転車を購入する予定でございましたが中古の自転車に切り換えましたのでそれ以外の報償費燃料費印刷製本費借地及び損料で不足額を追加いたしました。

七項福祉事業諸費におきまして一万二千月の追加でございす。このうち二千九百二十月も更正いたしました。諸手当三千

二百月は例年行います敬老会関係の費用でございまして日曜のため超過勤務手当を

支払うので旅費が残りましてので更正いたしました。三二の負担金補助及び交付金とし

て一万二千月は市の養老年金不足額一人分でございす。現在百五十名の予算で行

いまだにが年度末までにあと一口人程度ふ
える予想で一万二千円計上したわけです。
入の住宅費として五千円の追加でございます。
このうち備品費で二千二百円を更正し消耗
品の文具費として二百円を老熱水費として
電気料の不足額七千円を追加しまして
差引き八項で五千円。追加でございます。
一ニの国民年金事務取扱費として二千五
百円の追加でございます。現在まで国民
年金関係は約二千七百通送りまして決定
になつたもの約二千六百件でございます
が大抵が老人なのでお張りました書類作製
あるいは証書の交付等おかけていく関係で旅
費がたりなくなりましたので四千二百円

需要費に臨時用人雇上料の不足千円とそれ
れに追加いたしましたし、印刷費、通信運
搬費のラ付記の金額を更正し、賸といえし
ました。

○総務課長山口 実君 一一款財産費について説明
申しあげます。

これは積立金五十一万一千四百円で内訳は里見
城復元資金積立金五十万、財政調整積立金一
万一千四百円の合計でございます。

次に一五款諸支出金五十八万八千六百円につい
ての説明申しあげます。市振興費五万円の
福祉事務所が今回県税事務所と警署、察
の間の約百五十万の予算をもちまして
三十坪の建物を建設することになり、これ

に對する地元負担金が約五十万あるため
ございます。その五十万のうち本市に約五
万円の寄付を仰いできたのでございます。

公益質屋今計繰出金五十三万八千六百元は
不足額を補うために一般今計からの支出
額でございます。

以上を合計三億九千九百四十七万三千九百
十九円。

次に支入に入ります。五款分担金及び負担
金の減額五十六万八千円は保育児童措置
費が昨年八月改定になり更正しようとする
ものでございます。

七款国庫支出金は歳出で説明されました生
活保護法の改定によりまして約二百十一万

児童保護費負担金において十六万月補助金に参るもので合計二百二十八万七千七百二十五月計といなりました。

二項国庫補助金七千七百二十五月は一月社会及び労働施設費補助金の四千七百二十五月でござりまするこれは社会保障基準統計調査に対しまする本市に於て補助金です。四目教育補助金三千月は畑小学校僻地保健管理費に参るものでござりまする。

八款果支出金は今回七万九千月の遑吹は教育補助金といなりました婦人会館補助金として七万九千月本市に参るものでござりまする。

次に一ニ款雑収入六万四千三百七十五月でござりまするこれは児童措置費負担金の

前年度精算分が本年度の合計に入つてきたので過年度支出名として六万四千三百七十五円計をいれまゝです。

次に市債は今圓の二百五十万追加を仰いだのは教育費の五十万それと先般錦山港が負担金において仰いだ二百万の追加額でございませう。

文入 ~~概算~~ ^{合計} 三億九千五百十一万八千九百九十九円
追加額 四百三十六万三千九百九十九円
千九百四十七万三千九百九十九円 歳入歳出
差引を零でございませう。以上でございませう。

議長(萩生田七郎君)以上で説明は終了しました。大
い今当局から訂正の申し出がありませう。
文出の十一款財産費で二項の積立金五十一万

一千四百月の付記に里見山居城復元資金積立
金五十万月、もう一つ財政調整積立金一万一
千四百月、かように訂正の申し入れがありまし
たので訂正を願います。以上で説明を終りま
し、おが質疑に入ります。

○七番(山本昇君)歳出の部につきまして二、三お
尋ねいたします。

第一番目に教育費の関係オ三款の小学校
費、第四款の中学校で更正されました職
員給と小学校費で七千六百万、中学校費
で同じく職員給で二千二百万更正されてお
る。これはもうすでに本年もあと一ヶ月で
終りになると思っておりますけれども、
とが職員給でされるのか。もうすでに申し

まいにちびびっているのか、わらはず更正される
ことは要するにこういって、わいのとあらかじ
め予定して取っておいたかどうか。こういっ
たことを一々教えていたって、またいと思ひます。
次に住宅費の問題、社令及び労働施設費の
光熱水費で七千円、厚生寮の電気料^料とい
うこと、で計とまれば、厚生寮とい
うのは、いわゆる元の洲の海航空隊であるかど
うか、そうだとすると、あれに対して何か危険
な建物であって、直ちにあそこに入っている人
を、まろ退いて云々、ということも新聞紙上でい
われておりますが、こういふことを、厚生寮に
対するあれであるかどうか、そうだとするな
らば、危険な状態で直ちにあそこを引上げ

マセなければならぬといわれておりますが
その状況またそうだとするならば老熱水
費がすぐにも必要じゃないじゃないかと
考えられますがこの点についてはどう
いうお考えをもちておりますか。

次に積ま金の問題であります。これに今訂正
されました里見の居城復元積ま金五十万
というところですがもうすでにこの復元にお
きまして市といえまして相当額の積まを
されておるわけでありましてが今までどの位
積まて来たかというところが一つ、それから最近城山
の復元問題につきいろいろのことやが世評に伝わ
っております。いわゆる民間資本による復元
本家の進出の復元というところもいわれて

おるしあるいはまたそうではなく城びやく別
な視座に立つてあそびを南発したらどうかと
いろ／＼いわれておりますすがそのことにつ
きまして市長さんどのように考えておられ
るか、もし本々市を中心と取りまして市民
の了解と得てやると、または特定の業付
といたってやる。あくまで市が主催で
あるならば積立金も必要であろうと思ひ
ますすが資本家の進出によりまして南発さ
れるというならばあえて市民の了解と
得ますところの市費の積立も必要ないじ
やないかというところも考えられますがこの点
につきまして市長さんがどのようにお考えを
もつておられるか、一つお答え願ひたいと思ひます。

。庶務課長(鶴沢貫賞君)教育費についてご説明いたしました。
ます。

小学校、中学校の給料でございませう。これは便丁の給料でございませう。これの余りまたは理由は秘書課と協議しまして便丁の昇給につまましては比較上の高額といひます。給料をよけ取っている者の昇給を三ヶ月程度ストップした、ゆえに浮いたものでそれと新旧職員の変更によりましてふえました。扶養手当のふり持っています。おわけでございます。

。福祉事務所長(長谷川広治君)住宅についてお答え申し上げます。
エゲます。

。住宅にありませう。厚生寮の電気料は個人の照

明用にする電気料でなく、あそこは二階でして非常に一階二階とも元の軍の建物でございましてので光線へ合バ非常に悪く昼間でも電気がつけなければわらうまい。こういうこととでそれに使う電気料でございします。なお新南等にもでておりますが厚生寮の建物の廃止でございしますがあの建物は国の建物としてこれは全国的なあの寮に対する計画だそうですがそれを解消するといいう強い意見でございしますが私どもはそれあれを管理としておるという事でございします。一応国果の意見は各受益者に伝えるのでございしますが私どもの方で進出しを策するとかあるいはどうしてかごてもらい

たいこういうような支持はもっておりませ
んで皇等がみつかりましてでていく者
に対しては支持よく送る。どうしておな
い者にはやむを得ないじやないか。こう
考えてありますので今回の電気料につい
てはご了承願います。

市長(田村利男君)お答えいたします。

城山城建設の費用としては過去におきま
して百五十万。今回と合計して二百万の積
み立てたことになつたのでございませう。

市といえましてはあくまで館山市民多数
の心のふるさとであります。館山城を何らか
の~~施設~~で建てるという線はまえておりませ
ん。従いまして市は独自の立場でもって二

百万、もっと計上することにより、さうに市
民の浄財を集めてあそこに城を作ると
いうことにしたいのであります。最近二
三の業者から直接市長の方に観念面から
今社が城を作りたいというような申し出
が、あつたことは事実でございます。従いま
して市としてはいろいろ隘路、いろいろ
な難関があることは覚悟の上ですが、もし
もさうしな今社、観念今社によつて作っ
てくれ、ばこの上ないことでござります
が、あくまで市の標榜といわれる城らし
い城というものを望んでゐるわけではござ
りません。もしもさういう線に沿わない城だ
たらお断りしようかと考へてゐるわけです。

し、し、観光今社のい、ますことはあくまで城
 は城として作りさらけその建設、市の設備
 等を含めたもので娯楽、観光今社の用は
 併しなといつておりましてまだこの問題
 は議今に報告する段階になつておりません
 ので、今こゝで発表はさしつかえませんが
 もし市の希望通りの城を作りまして市が喜
 ぶような観光施設を作つて下さる今社があ
 った場合にはこの二百万は他の予算に廻
 み換えて市民福祉のために使ふ覚悟でござ
 います。

九番(志村信作君)今城山の向題についていろく論
 議がございまして、確か三十二年の五、六月頃
 の広報だと思ひますが、そゝに市長さんのお

話しとしてのことであつたことを記憶してあり
ますが競輪の金が今一二年すれば^{学校}校のみに
つぎ込んでおつたのが学校の金が完備する
というよまなことができておつたからそれと
率直に私は読んだのです。が学校の校舍そ
の他の設備が競輪の大部分の金をもつて
してあるな、という感じがいたりましたこと
と学校が一年のうち大体が完備するとい
うことになれば、あるいは全面的に競輪
の金の金が城の方につまこまれるのではな
いかとそう感じておつたのです。がそうなつて
くると一般の寄付もいらないのではないかと
考えられますので申しあげます。

市長(田村利男君)確かにその当時競輪の金の流用が

あるということをお願いした記憶がござります。

そしてまた市としては現在城を建てる意思は
変えておりません。従いまして苦ししい中から
三十万でも五十万でも積まてる誠意を示し
ているわけがこの金をむとにして将来観光
会社が館山市の手をつけない場合には何と
かしてこの金を確保いたしまして拡大する
ことによつて城を作りなして考えております。
また市の希望するような城を観光会社が
建て、くれるならばあえて二百万円の貴重
な金を城に使わなくてむほかの方へ回して
まい、のではないかと思つております。
○大番松本藤太郎君 館山城について数年未
いらくとするようになつておるのです。特に

最近館山城期成同盟会が昨年の暮に発足
してわけでした。会場は館山市長議長、副議長さん
館山市の有志といふ、ますか、その方に関係され
るようになり、あるいは保長さん方を集めてそこ
で期成会の発会式をやつておられる。その後
こういふことで一歩も合してない。今長
さんがだれに、だれが正式に聞いてない。
暮であるから仕方ない、正月にならぬ、
ます。正月もすぎた。一月の末には必ずり
たいといふお話しであつた。二月初
すでに終りになつておる。そういふようになつて
とや、て今を作つておきながら今、市長さんの
お話しですと、事業家があつて市の思うよう
なといふ、ますけれども市の思うよう、市長

まんどういうふうなふうに思っているから。うからぬ仕事は事業家はやらさない。この方もうけようとしてそうはいかない。そういふ奥も今こゝではそういわなくてはいけなからい、そのかもしれません。期成会というものを作ってあまなばら一べんの今合わない。今則ち大体内定しておまなばら発表しない。今議を一べんおしないで今々ような発言をされることは私は非常に市長さんの考え疑わざるを得ない。しかも最初は郷土資料館としていろいろ文化財の指定を受けてある。しかもその文化財を入れるところの建物がない。結局これは皆中央なり県の方で、ていいてあるので館山市として文化財の次資料

館をほしいと市民からでてある。それを兼ねたものを一つ作ろうということが大體結論づけられておるはずなんです。そうやってあるのですよ。その今合を一本もやらずにあてにならないところの都合のよいものを建てるわけがない。そういう事業家にやらせておいて、という考え方は私にはちよつと解せない。個人としてもそれは許されるべきことじゃない。特に最近の観光事業審議会というものを作つてある。対外的な政治的面で市長さんばかりか、つてきた時の「隠れ蓑」としての観光審議会を作つたのではないかと考へられる。そういうことなる。でありますからいやしくも公的としてのこの市の議会の中で作られておる。議会でつて

同じ意見でございます。

。六番（松本藤太郎君）何ぞかちよっと私にはわから
ないのです。が、期成会の今則もできておる。
今則に従って、会長も一応市長さんも一任しま
すということになった。市長さん、議長さんのお
話で、私は議長さんから聞いておる。すぐに
期成会はやりますということを暮からいって
おる。議長さんを引きだして申しわけあり
ません。議長さんが私にいておる。館山市
の市政について一番最高の責任者である市
長さんにして、まあいろいろことが変わった
のでは、私は今後議員として、にお席してあ
なたのお話しを聞くわけにはいかなくなつた。
信頼ができてなくなつた。でありますので、今

市長さんがおっしゃることは取り消していい
やまない。これといっておろのです。

議長(荻生田七郎君)暫時休憩いたします。

四時三十分休憩

四時三十五分再開

議長(荻生田七郎君)休憩前に引き続き会議を開きます。

市長(田村利男君)市といえしましはあくまで城を

作る意思を投げません。そのため少い額で

はあります。が今月五十月廿五日にわけては

また城山期成同盟会の問題につきましては

先ほど協議会の時内容を少し細かくい、過

えうらみがあります。が穂坂さんの都合を伺い

まして近く商催するようになつてい
るまいとお願ひするつもりでござ
います。
。六番（松本藤太郎君）のいって
あることは全然
的はずれの市長さんの今のお答
えなんです。
市長さんも早急に今をやるとい
ふ、ますから
この今の中、いろいろ審議され
て初めてそういうことをあつし
や、てい、わ
けなんです。事業家にやらせる
というこ
とはいってまい、のです。しか
し今の段階に
おいてしかも積立金をさらけ
出していき、
という最初の計画に反するとい
うやないで
すか。ですから観念今社にやら
せてまい、
ということは一つ取り消してく
れろ。さうい
うのです。

○市長(田村利男君)先ほど山本議員の質問があり
ましたのでさういふ市長に申し込んでことは
今社もありまますかまだその段階に至ってあり
ませんので議会に発表いたしません。
この程度にしてあります。

○九番(志村信作君)この問題はなか／＼あざ／＼の向
題なんですけれども競輪もだん／＼衰微の状
態になって間敷を減らすとか自然にやめると
かいう状態になっておりますのでたゞ今のと
ころ館山市としては競輪の収入は税金收
入として最も重きをなしてある。大きな收
入ですけれどもだん／＼衰微をするといふ
ことも考えます。何とか少しづつでも穴うめ
をするために重税は課せられないとすれば

やはり何とか少くとも税外収入をふやすといふことと、
いうようじきとでいくと、さういふことを考
えますと城山で一定の安い料金ではあるけ
れども料金をとる、もちろん城を建て、
市でそれと管理するからには管理人費も
清掃費も入ります。何とか観覧料をとって
多少でも税外収入がふえるという線と打ろざ
せば、市で負担してもいい、と思ひます。さういふ
お考えで今松本徴員のおしやる視光今社の
件と離されてもいい、わけです。始めのら市
の経営でやるというところと打ちだしてある
ので、さうすればあえて差しつかえない
と思ひます。さうして市の立場でや、てい
つたらい、と思ひます。

〇三三番(山口幸三君)六番議員のい、たことわ一理
 ありますすけれども今それとや、てお、ては
 なか、くケリがつかない。それのう九番議
 員のい、たそういう具体問題はどうもま
 だその過程にないし和は思うが今こうや、
 ておるとそれはなか、く、議事が進行しな
 い。うま、時期をみて時がきた時期はいい
 ろ、く、真剣に検討するのとを希望して本
 日は一応腹で飲んでもら、て次の議事に
 進行することと希望いたします。

六番(松本藤太郎君)三三番議員のうの発言もある
 ので私もう一、ん最後のうお尋ねをするが最初
 の通り市でやる。こうあ、しゃいましたから
 そうであるなら最初の言葉を取り消してわ

い、わけです。無理なことを私いってるのじゃない。い、てい、はずのことです。それがいえなところからいろいろ政治的なものもあるのでしよう。向いませんがそのかわり最初の方針通り進め。こういうことでよろしゅうございませぬ。

○市長(田村利男君)将来に向題を残します。

○九番(鴻貫壮作君)予算に肉連しているといえば肉連しています。実は文書で配達する人が町内会あたりでやっているところはどうもくいてい、ると思えますがそうではないところもあつと不合理な点ができます。予算を増額させるのむい、りです。職務を忠実に執行してもらいたいというまことを申しあげたいのであります。

それは忙しむる時には子供を配達にゆくすこ
ともありません。子供でかゝらば必ずしも悪いと
はい、ませんがなろうことなら本人がくる
べきであらうと私は考えます。

それからもう一つ申し上げますが国民保険
の切符がきます。切符がきてかおひそらお
いとなわくもっていくことばかりではあ
りませんがもっていきます。そうすると督
促手数料もたつた十月ですからど、ろでも
い、よ、うなむんですけれども取られます。
君等は督促しないでそういうことをしちや
あ、不合理じゃないか。もういうと督促はし
ております。もういうのです。督促がして
あ、て私の手元に届かないといふことにな

ると、つまりその配達員がどうかしてしまふ
か何かでなければならぬといふことになる。
和はだまゝで納めておきますがこういふこと
からするとかく慣れてくるとずるけやすいむ
のであります。から将来さういふことのない
いようになんぞ注意を願ひたいと思ひます。
答弁はいりますせん。

○歳長(萩生田七郎君)お語り申しあげます。

歳案オ一ニ号 桑案通り可決するにぞ異議が
ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○歳長(萩生田七郎君)が異議なしと認めます。

よって歳案オ一ニ号 桑案通り可決されました。

館山市議会

本日の臨時会は以上をもち、全部議事を終了し
たし了した。

これをもち、閉会いたします。

午後五時 閉会

昭和三十五年二月二十五日

右会議の次第を録しここに署名する。

館山市議会議長 荻生田七郎

同 署名議員 石井孝

同 後藤ゆき

